

令和5年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和5年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
	○	7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤勝浩	
○		森山玲子	
○		桑原剛史	

令和5年度

第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年4月25日

日程	議案番号	付議事件
1		開会宣言 14時30分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 16番 井口 恒一郎 委員 17番 浅井 守雄 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について 令和5年度農業委員会業務計画及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について
5		その他 閉会宣言 15時15分

令和5年度 第1回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第1回魚沼市農業委員会総会は、令和5年4月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号7番星美喜雄委員、議席番号8番中澤正規委員、議席番号12番大家市衛委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は旧湯之谷地区で贈与によります農地の移動がありました。その関係で総会終了後、残っていただきたいと思っております。以上です。

第3地区部会会長（今井渉委員）

第3部会は部会報告はないんですけど、総会終了後に下限面積要件の廃止について、第3部会は会議を行います。以上です。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会は報告する事項はございません。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項につきまして、それぞれ報告が終わりました。内容等々ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、先に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議長より指名させていただきます。議席番号16番井口恒一郎委員及び議席番号17番浅井守雄委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は7件、20筆、26,391.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、契約内容を変更するため、土地改良事業の工事のためとなっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は17件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****の一部	田	74.74 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農作業所及び農機具格納庫敷地		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件です

整理番号1	申請地	*****	畑	183 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅近くであり、譲受人が耕作しやすいため、この度、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、4月22日に*****さんと*****さん、駒形推進委員と一緒に現地の確認をさせていただきました。私が記憶するに、これはもう既にかなり前から譲受人が畑として耕作していた土地でしたので、何かいろいろ事情があって、やっとできたということでもあります。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 3.22 m²

農地区分 第3種農地

申請人 *****

申請概要 一般住宅敷地の拡張

転用目的 一般住宅敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。申請人は申請地を住宅敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、4月19日に阿達推進委員と現地を確認してまいりました。第3種農地ということで、ほとんど宅地であります。面積も3.22 m²ということで、ほとんど分からないような状態でありましたが、間違いはないということで確認いたしました。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は5件です。

なお、整理番号2から整理番号5は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1を説明いたします。

整理番号1	申請地	*****	田	325 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場		
	転用目的	駐車場敷地		
	判断理由	街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は建築業を営んでおりますが、駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

それでは、議案第3号の整理番号1番につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

仲丸晋推進委員

本日農業委員の大家委員が欠席ということで、私、推進委員の仲丸が説明させていただきます。整理番号1番ですが、*****さんから立ち合っていただきました。現地については*****さんのうちの裏側で、その田んぼの周りをぐるりと舗装の道路が囲ってあるということです。そういうことで、*****さんは駐車場にしたいということでありましたので、現場を見る限り支障はございません。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、許可いたします。

事務局（桑原主任）

整理番号2番から整理番号5番は議事参与の制限により櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2 申請地 **** 畑 164 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅2階建て1棟及びカーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 **** 田 415 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅2階建て1棟及びカーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地
判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設があるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 田 402 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅2階建て1棟及びカーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地
判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設があるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しております

すが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号5	申請地	*****	田	383 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟及びカーポート1棟		
	転用目的	一般住宅及びカーポート建築用敷地		
	判断理由	水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設があるため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在借家に居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号2番ですが、4月21日に譲受人であります**様、それと譲渡人の**様に連絡を取りまして確認をいたしました。また翌日の4月22日には森山推進委員共々、現地を確認させていただきました。近隣は住宅が立ち並んでおりますので、問題はないと思います。

議 長（上村会長）

整理番号3番、4番、5番につきましては、事務局の報告のとおりといたします。整理番号2番から5番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

議案第3号整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は編入1件及び除外3件の依頼がありました。

整理番号1 申請人 魚沼市今泉1488-1 魚沼市土地改良区
申請地 別紙「編入土地一覧表（根小屋地区）」のとおり
合計543筆 121,376.73㎡
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（根小屋地区）施工に伴う
編入

申請地はほ場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地等を農用地区域に追加編入することについて、意見を求められたものです。

整理番号2 申請人 ****
申請地 **** 田 673㎡
変更理由 自動車整備工場及び駐車場とするための除外
申請地は**地内の農地です。申請人は自動車整備業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、自動車整備工場及び駐車場として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号3 申請人 ****
申請地 **** 田ほか2筆 合計6,770㎡
変更理由 工場緑地帯及び駐車場とするための除外
申請地は**地内の農地です。申請人はパイプ加工業の会社ですが、事業の拡大に伴い駐車場が不足したため、また、都市計画法の開発許可を得るため、工場緑地帯及び駐車場として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号4 申請人 ****
申請地 **** 田ほか3筆 合計2,274㎡
変更理由 駐車場とするための除外
申請地は**地内の農地です。申請人はゴミ収集業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、駐車場として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質

問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定については申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の31ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	40 件
	筆数	121 筆
	面積	121,512.88 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	9 筆
	面積	3,334.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、41ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか5筆
			合計 2,607 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆
			合計 727 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

令和5年度農業委員会業務計画及び 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号令和5年度農業委員会業務計画及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

43ページ目からになります。前回3月の総会では、農業委員会業務計画及び最適化活動の目標等につきまして、策定することの意見決定でありましたが、新潟県農業会議の確認を得たものを本日意見決定いただきます。

44ページから46ページの業務計画は前回と変更はございません。47ページ目からの最適化活動の目標設定等につきまして、一部修正がありますので、ご説明いたします。48ページ目のⅡの（1）農地の集積の②目標年度のところですが、前回令和5年度を単年度ということで令和5年度としておりましたが、こちらは最終的な目標年度の記載とのことでありましたので、令和15年度に修正しております。また、（2）遊休農地の解消の①現状及び課題の部分で1.2haということで累積面積を入れておりましたが、ここは令和4年度新たに発見された遊休農地の記載ということでありましたので、該当なしとして記載しておりません。修正点・説明は以上になります。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、修正箇所というようなことで、事務局から提案がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号につきまして、設定どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・令和5年度の農業委員会総会日程について
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募等の結果について

事務局（森山係長）

- ・制度改正等について

議長（上村会長）

今日は大変忙しい中、慎重審議をいただきました。これを持ちまして審議を終了させていただきます。これから田植えが始まるというようなことで、何かと皆さま方も大変忙しくなります。特に農業機械等々の事故につきましては、気を付けながら作業をしていただきたいと思います。今日は大変どうもご苦労様でございました。

（時刻は 15 時 15 分）

上記会議の内容は、令和5年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
